

介護職員等特定処遇改善加算の賃金改善計画策定 フローチャート

賃金改善の対象となるグループ

- a : 経験・技能のある介護職員
(要件 : ①介護福祉士の資格を有している かつ ②勤続年数 10 年以上)
- b : a 以外の介護職員
- c : その他の職種 (賃金が年額 440 万円超のものは対象外)

基本 : 上記 a グループのうち 1 名以上は、月額平均 8 万円以上の賃上げ又は年額 440 万円以上の賃金増が必要。

設定する

a. グループの設定

設定しない (※例外的な取り扱い)

- ・賃金改善平均額について、 $a : b : c = 4 : 2 : 1$ の配分比率を守る必要あり。ただし、b の平均賃金額が c の平均賃金額以上であれば、b : c について 2 : 1 の配分比率を守らなくてよい。
- ・c の全員の賃金改善後の賃金見込み額が、年額 440 万円以下であること。

- ・設定しない合理的理由を、「介護職員等特定処遇改善計画書」⑪欄に記載。(介護福祉士資格所有者がいない、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要する等、合理的理由が必要)
- ・b : c の賃金改善平均について 2 : 1 の配分比率を守ること 等

a について、月額平均 8 万円以上の賃上げ又は年額 440 万円以上の賃金増を 1 人以上設定できない場合
(法人単位で申請する場合において、設定人数が法人の事業所数より少ない場合を含む)

設定できない合理的理由を「介護職員等特定処遇改善計画書」⑪欄に記載。

【注 1】 賃金については、現行加算による改善額を含む。

【注 2】 複数の事業所の改善計画書を法人が一括して作成する場合

- ・ $a : b : c$ の賃金改善の比率について 4 : 2 : 1 の配分比率を法人全体で満たせばよい。
- ・ c の全員の賃金改善後の賃金見込額年額 440 万円以下であること。
- ・ a の月額平均 8 万円以上の賃上げ又は年額 440 万円以上の賃金増を行う人数は、法人内の事業所数以上であれば良い。

【注 3】 賃金改善対象人数について

- ・対象人数は常勤換算とする。(c のみ実人数も可)